一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿角市
二　構造改革特別区域の名称　果実酒・どぶろくの地かづの創造特区
三　構造改革特別区域の範囲　鹿角市の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県大沼郡金山町
二　構造改革特別区域の名称　奥会津金山谷どぶろく特区
三　構造改革特別区域の範囲　福島県大沼郡金山町の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県山武郡横芝光町
二　構造改革特別区域の名称　健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　千葉県山武郡横芝光町の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都練馬区
二　構造改革特別区域の名称　練馬区ＩＴ人材育成特区
三　構造改革特別区域の範囲　東京都練馬区の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県東筑摩郡生坂村
二　構造改革特別区域の名称　元気な生坂村　どぶろく特区
三　構造改革特別区域の範囲　長野県東筑摩郡生坂村の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜県大野郡白川村
二　構造改革特別区域の名称　２１世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　岐阜県大野郡白川村の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熱海市
二　構造改革特別区域の名称　初島保育園給食外部搬入特区
三　構造改革特別区域の範囲　熱海市の区域の一部（初島地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　裾野市
二　構造改革特別区域の名称　富士山すその湧水どぶろく・リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　裾野市の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東大阪市
二　構造改革特別区域の名称　東大阪市ＩＴ人材育成特区
三　構造改革特別区域の範囲　東大阪市の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県神崎郡福崎町
二　構造改革特別区域の名称　福崎町健康づくり給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　兵庫県神崎郡福崎町の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫